

大分大学経済学部学生生活委員会規程

平成16年4月1日制定
平成17年1月12日一部改正

(設置)

第1条 大分大学経済学部に学生生活委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、学生生活に関する事項について、企画、連絡及び調整を行い、関係事務の円滑な遂行に資する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 委員長

(2) 委員 3人

2 委員長及び委員は、教授会の選考に基づき、学部長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、2年とする。

2 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、原則として委員の過半数の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

3 委員長は、緊急やむを得ない事態が発生したときは、その措置を決定し、事後、委員会の承諾を求めるものとする。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、学務係において処理する。

附 則（平成16年経済学部規程第8号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年経済学部規程第6号）

この規程は、平成17年1月12日から施行する。